

全国障害者特例子会社連絡会について

この度、「全国障害者特例子会社連絡会」開催のご案内を差し上げるにあたり、**設立の経緯と運営の考え方**等につきましてご説明申し上げます。

障害者特例子会社は、昭和 51 年に試行が開始されて以来約 40 年の間に急速に設立が進み、平成 30 年 4 月現在では全国で 471 社に達しております。障害者のために社会資源を集中した働きやすい職場づくりを目指すことなどが実現される中で当初の構想通りその地位を確実なものとしつつあります。

こうした特例子会社の歩みは、最初は制度を規定する法律が身体障害者を対象としていたことから、殆どは身体障害者が親会社の業務の一部を分担して作業する形態で出発しましたが、昭和 63 年に施行された法改正において名称を「障害者雇用促進法」と改めるとともに、対象とする障害を拡大し、知的障害者の実雇用率見做し算入が開始されました。特例子会社制度が知的障害者の雇用にとって活用しやすい仕組みとなったことなどから、新しい局面に入ったということができます。

その後、平成 9 年の法改正を迎え、知的障害者について 10 年に及んだ見做し期間を終えて、翌年から義務対象として本格的雇用の時期を迎えることとなりましたが、それまで一貫して労働省(現・厚生労働省)の関係審議会・使用者側代表の一員として各企業との協力を進めてきた労働問題専管の経営者団体「日本経営者団体連盟(日経連)」では、今後とも特例子会社各社が知識と経験を得、ノウハウを蓄積していくことが重要と考え、関係各企業に諮り、**特例子会社相互の交流と情報共有の場**として「**全国障害者特例子会社連絡会**」を立上げました。

以来 19 年を経過し、基本的に年 1 回の開催ながら、毎回厚生労働省の障害者関係部門の幹部等による行政方針説明その他最新の情報を提供する場として回を重ね、平成 28 年には第 25 回を重ねるに至りました。

この間、主催者は、旧日経連と旧経団連が統合し日本経済団体連合会(日本経団連)となるなどの経過を辿りましたが、平成 21 年に日本経団連が担当を取りやめて以降は、厚生労働省が自ら関与した委託プロジェクトの事務局が承継した時期を経て、独自の運営組織として「**全国障害者特例子会社連絡会:運営委員会**」を設置するとともに、**運営事務局**としての「**一般社団法人障害者雇用企業支援協会(略称: SACEC)**」に開催が移管されて今日に及んでいます。

申し上げる迄もないことではありますが、特例子会社は各企業における障害者雇用の進展のため、法の定めを前提に任意に設立・認定され、自社に適合した雇用方式として経営されるものですので、特例子会社全体として何らかの確然とした組織を形成することにはなじまない性格のことと思われる。

このような判断から、当協会(SACEC)といたしましては、自身の設立の理念である「行政の指導等とは別に行われるべき、企業自らの努力による障害者雇用の進展への非営利の支援」と合致するものと考え、この連絡会の開催実務を担当させていただいております。

「**全国障害者特例子会社連絡会**」の運営方式は次の通りです。

1. 毎回の開催に際して、その時点で厚生労働省の認定企業名簿に記載されている特例子会社を「**会員**」と位置づけて、**全社にご案内**を致します。そのご案内をご活用頂くか否かは全く任意であります。
2. 特例子会社の性格上、その親事業主については「**準会員**」と位置づけ、ご出席の意向をお持ちの場合には、「特例子会社あてのご案内」を任意でご活用いただくことができます。
3. **特例子会社の設立を検討中の企業及びグループ算定対象の企業**は、事前にお申込み頂くことにより、「**オブザーバー**」としてご出席いただくことができます。
4. 運営のための最小限の会則を定め、その要改正点並びに運営委員人事等必要事項については、毎回の開催時にご出席の会員にご承認いただく手続としております。
5. ご出席に際しての**費用**は、連絡会への参加費(資料代等実費)、並びに交流の機会として毎回終了後に設定する交流会への参加費(実費)のみであり、**年会費等はありません**。

運営事務局：一般社団法人 障害者雇用企業支援協会(SACEC)
(Support Association for Corporate Employment of the Challenged)

最近の開催状況（2014年～）

回次	開催日付	内 容	出席人数
第23回	2014.2.21 (金)	講 演 : 「障害者雇用対策の展開について」 厚生労働省職業安定局 障害者雇用対策課長 藤枝 茂氏 「障害者雇用促進法の改正に伴う差別禁止等の概念について」 埼玉県立大学社会福祉学科 教授 朝日 雅也氏 企業の実践報告 : 「障害者が犯罪・被害者にならないための取組」 障害者雇用企業支援協会 副理事長 荒井 一雄氏 (花王ピオニー株式会社前代表取締役社長)	276
第24回	2015.2.20 (金)	講 演 : 「障害者雇用の現状と今後の動向」 厚生労働省職業安定局雇用開発部 障害者雇用対策課長 宮本 直樹氏 「就労移行支援事業の現状と今後の展開」 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長 田中 佐智子氏 企業の実践報告 : 「障害者が犯罪・被害者にならないための取組」 ① 株式会社ニチレイアウラ 取締役常務執行役員 船木 武博氏 ② 株式会社エム・エル・エス 常務取締役 宮腰 智裕氏	312
第25回	2016.2.26 (金)	講 演 : 「私と障害者雇用～第25回全国障害者特例子会社連絡会に思う～」 厚生労働省 顧問(前 厚生労働事務次官) 村木 厚子氏 「障害者雇用の現状と今後の動向」 厚生労働省職業安定局雇用開発部 障害者雇用対策課長 尾崎 俊雄氏 「精神障害者雇用における留意点 ～採用と定着～」 東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課長 菅原 誠氏	368
第26回	2017.2.24 (金)	講 演 : 「障害者雇用の現状と課題」 厚生労働省職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課長 尾崎 俊雄氏 地 域 報 告 : ① 東京ブロック 株式会社博報堂DYアイ・オー 代表取締役社長 田沼 泰輔氏 「精神障害者の雇用拡大と定着管理」 「本社・グループ適用会社での直接雇用の拡大とリテンション対策」 ② 神奈川ブロック 株式会社日立ゆうあんどあい 代表取締役社長 鈴木 巖氏 「最低賃金アップと法定雇用率アップ(Wリスク)への対処策」 ③ 中部ブロック トヨタグループ株式会社 代表取締役社長 有村 秀一氏 「企業を取り巻く環境変化と課題」(中部地区) ④ 関西ブロック 株式会社J R西日本あいウィル 取締役 大谷 勝氏 「障がい者雇用の取り組みと助成金等の課題」	394
第27回	2018.2.23 (金)	講 演 : 「障害者雇用の現状と今後の障害者雇用促進制度の在り方について」 厚生労働省職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課長 中村 裕一郎氏 報 告 : 全国特例子会社に対するアンケート集計結果 運営委員長 半沢 一也氏 地 域 報 告 : ① 東京ブロック 株式会社いなげやウィング 代表取締役社長 長田 智氏 事業推進部次長 小林 仁志氏 「精神障害者雇用における労務管理」 ② 関東ブロック(担当千葉) SMB Cグリーンサービス株式会社 代表取締役社長 角 純平氏 千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 会長 藤尾 健二氏 「支援機関との連携(採用と定着)～千葉スタイル～」 ③ 中部ブロック 株式会社デンソーブラッサム 常務取締役 前野 正記氏 「今後の障がい者雇用への課題と障がい者雇用施策への提言」 ④ 関西ブロック 株式会社ニッセイ・ニュークリエーション 代表取締役社長 杉山 良樹氏 「採用と職場定着に向けた取組みについて」	444